

所得税・町県民税の 申告が始まります

所得税および復興特別所得税の申告について

問光税務署 ☎0833-71-0166

光税務署では、次のとおり申告会場を開設します。

■期間（土日除く）

2月18日（月）～3月15日（金）
午前9時～午後4時（相談は午後5時まで）

■場所

光税務署（光市虹ヶ浜 3-10-1）

■申告書の作成は、簡単で便利

『確定申告書等作成コーナー』で！

確定申告期間中の申告会場は、大変混雑が予想されます。申告書はご自分で作成され、e-Tax または郵送などで提出されることをお勧めします。国税庁ホームページの『確定申告等作成コーナー』を利用した場合には、①税務署に出向く必要なし、②いつでも利用可能、③自動で税額を計算、④前年データが利用可能といったメリットがあります。



■パソコンでもスマートフォンなどでも

確定申告書が送信可能に！

パソコン・スマートフォンなどでも確定申告書が送信可能になりました。

パソコン・スマートフォンなどでの申告で必要となるID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）は、税務署で職員との対面による本人確認を行った後に発行します。発行を希望される人は、運転免許証などの本人確認書類を持参の上、お近くの税務署にお越しください。

◇その他

- ・ID・パスワードは、一度発行すれば翌年以降の発行手続きは不要です。
- ・国税庁ホームページ『確定申告書等作成コーナー』でのみ利用できます。
- ・マイナンバーカードを利用するマイナンバーカード方式による申告もできます。ID・パスワード方式は暫定的な対応であるため、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

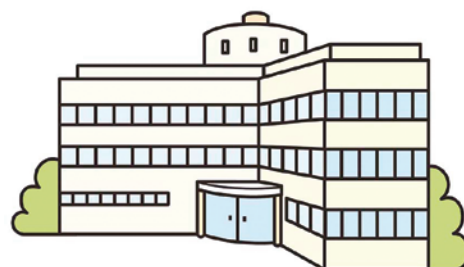
※社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の導入に伴い、申告手続などにはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です。詳細は、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）をご確認ください。

医療費控除は『医療費控除の明細書』の提出が必要です

問税務課 ☎52-5804

平成29年分の確定申告、平成30年度の町県民税申告から、領収書の提出の代わりに、『医療費控除の明細書』の提出が必要となりました。

事前に、『医療費控除の明細書』に記載の上、申告会場へお持ちください。なお、医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。領収書は、税務署が提出または提示を求める場合がありますので、5年間自宅で保存する必要があります。



町県民税の申告について

問 税務課 ☎52-5804

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)
受付時間 9:30～11:30 / 13:30～16:00

◇申告が必要な人

※所得税および復興特別所得税の確定申告をした人は、原則、町県民税の申告は不要です。

平成31年1月1日現在、本町に在住する人で下記に該当する人

- ・年末調整済の給与所得以外の収入（農業・営業・不動産・配当・譲渡など）があった人

※年末調整済給与以外の所得の合計が20万円を超える場合は、所得税の確定申告が必要です。20万円以下の場合は、確定申告は必要ありませんが、町民税の申告が必要です。

- ・収入が公的年金、恩給（遺族年金を除く）のみで、年金の源泉徴収票に記載されたもの以外の控除を受けられる人
- ・病気や失業、学生などで、収入がなかった人

※国民健康保険または後期高齢者医療保険の加入者は、保険税の算定に必要となりますので、収入がない人でも必ず申告してください。

◇申告に必要なもの

- ・申告書(申告書が届いた人)
- ・本人確認書類(マイナンバーの番号確認と身元確認ができるもの)またはその写し
- ・印鑑(認印可)
- ・収入金額がわかるもの(源泉徴収票や支払調書など)
- ・控除に関する書類(社会保険料の領収書か証明書、生命保険料や地震保険料の控除証明書、医療費控除の明細書、障害者手帳など)
- ・金融機関の口座番号のわかるもの(所得税および復興特別所得税の還付を受ける場合)

◇申告会場など

下表の日程を参照の上、ご自分の自治会の申告相談日時・会場にお越しください。なお、都合のつかない人は、2月18日(月)から3月15日(金)までに町役場1階会議室で申告をしてください(土日を除く)。

※税務課窓口、申告会場ともに大変混み合い、長時間お待たせすることもありますので、時間に余裕を持ってお越しください、また、申告に必要な書類は事前に整理しておくなど、申告時間の短縮にご協力をお願いします。

※各申告会場では、所得税の確定申告も受け付けますが、農業以外の事業所得や不動産所得、譲渡所得(株式・土地)、配当所得のある人は税務署で申告をしてください。

月日	時間	申告対象自治会	申告会場	月日	時間	申告対象自治会	申告会場
2/20 (水)	9:30～11:30	奈良・竹重・三宅	麻郷 福祉会館	2/27 (水)	9:30～11:30	宿井・新宿井(1・2)・石の口・吉井・城南・瓜迫	城南 公民館
	13:30～15:30	新川・尾迫			13:30～15:30	西山・葛岡・川西・大田	
2/21 (木)	9:30～11:30	助政・井神・地家・蓮輪・浜城・泊団地・麻郷団地	麻郷 公民館	2/28 (木)	9:30～11:30	土井の内・塩坪・波野団地(北・南)・雇用促進・上ゲ・八和田・配原・由免	東田布施 公民館
	13:30～15:30	旭・高塔・鳥越・八海			13:30～15:30	大波野中・大波野上	
2/22 (金)	9:30～11:30	竹尾・大国木・真殿・中西	西田布施 公民館	3/1 (金)	9:30～11:30	戒ヶ下・尾津(東・中・西)・見田団地	麻里府 公民館
	13:30～15:30	岸田団地・西田布施・矢蔵			13:30～15:30	中郷・上組	
2/25 (月)	14:00～15:00	馬島	馬島 集会所	3/4 (月)	9:30～11:30	天神・新町・本町・砂田・定井手・瀬戸	役場1階 会議室
2/26 (火)	13:30～15:30	郷東・市明	小行司 分館	13:30～16:00	中央南・名倉・石迫・長田		
				3/5 (火)	9:30～11:30	波野市・祇園・寿・一本松・長合	役場1階 会議室
13:30～16:00	御蔵戸・平田・木地・きじが丘						